線局（注36）
隔が12.5kHzのもの
の

2 4	に改め、同表六の項中

2　陸上局及び移動局（注47）	
20、31、34、36、	を
2　陸上局及び移動局（注20、31、34、36、47、57）	

に改め、同表の注に次のように加える。

57　無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表並びに注20及び31に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　169.05MHzを超え169.3975MHz以下又は169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するもの　3（10^{-6}）

⑵　2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの　50（10^{-6}）

⑶　5,650MHzを超え5,755MHz以下の周波数の電波を使用するもの　20（10^{-6}）

別表第二号第28中「8.5kHz」を「次のとおり」に改め、同第28に次のように加える。

⑴　占有周波数帯幅が5.8kHz以下のもの　5.8kHz

⑵　占有周波数帯幅が5.8kHzを超えるもの　8.5kHz

別表第二号に次のように加える。

第72　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４まで及び第13の規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

⑴　169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア　占有周波数帯幅が100kHz以下のもの　100kHz

イ　占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下のもの　200kHz

ウ　占有周波数帯幅が200kHzを超え300kHz以下のもの　300kHz

⑵　2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア　占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの　4.5MHz

イ　占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下のもの　９MHz

⑶　5,650MHzを超え5,755MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア　占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの　4.5MHz

イ　占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下のもの　９MHz

ウ　占有周波数帯幅が９MHzを超え19.7MHz以下のもの　19.7MHz

別表第三号60中「58まで」を「60まで」に改め、同表中60を61とし、59の次に次のように加える。

60　無人移動体画像伝送システムの無線局（169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線設備の不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア　占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
2,478.5MHz未満及び2,498.5MHzを超え2,500MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が20μW以下
2,478.5MHz以上2,481MHz未満及び2,496MHzを超え2,498.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が300μW以下
2,481MHz以上2,483.25MHz未満及び2,493.75MHzを超え2,496MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が２mW以下
2,500MHzを超え2,510MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が10μW以下
2,510MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１μW以下

イ　占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下のもの

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
2,473.5MHz未満及び2,500MHzを超え2,510MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が10μW以下
2,473.5MHz以上2,478.5MHz未満及び2,498.5MHzを超え2,500MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が150μW以下
2,478.5MHz以上2,483MHz未満及び2,494.5MHzを超え2,498.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１mW以下
2,510MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が１μW以下

⑵　5,650MHzを超え5,755MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア　占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,590MHz未満及び5,815MHz以上	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が0.63μW以下
5,590MHz以上5,630MHz未満及び5,775MHz以上5,815MHz未満	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が３μW以下
5,630MHz以上5,640MHz未満及び5,765MHz以上5,775MHz未満	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が6.3μW以下

イ　占有周波数帯幅が4.5MHzを超え19.7MHz以下のもの

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,590MHz未満及び5,815MHz以上	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が0.63μW以下
5,590MHz以上5,630MHz未満及び5,775MHz以上5,815MHz未満	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が３μW以下

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の九中「第一号の二」を「第二十五号から第二十五号の三まで」に改め、同項第一号の十中「第一号から第一号の五まで、第一号の七及び前号」を「第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十二号」に改め、同項第二十号の二中「別表第二号において同じ。」を削り、同項に次の一号を加える。

七十二　設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備